日本みち研究所 オンラインセミナー 番外編

日本の道路景観は良くなったか

日本大学 特任教授 天野 光一 一般財団法人日本みち研究所 森山 誠二

令和5年2月16日(木) 15:00-17:00

目次

1. 道路のデザイン指針の流れ

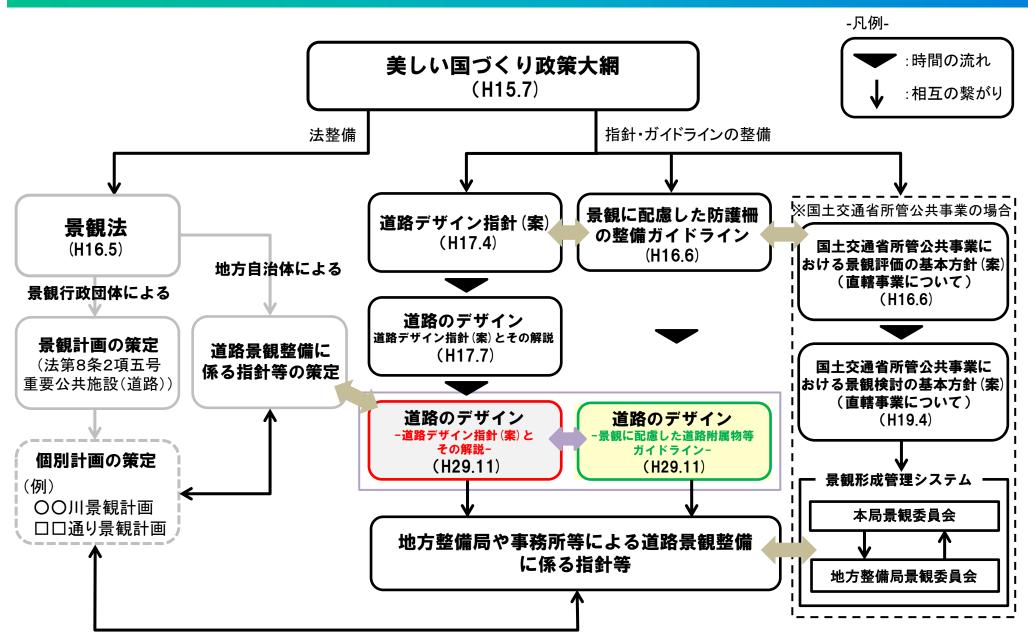
2. 首都高速における取組

3. 指針等の活用状況

4. 対談



1. 道路のデザイン指針の流れ

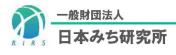


<別添3>

p.3

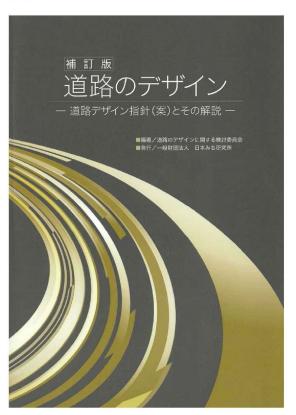
参考資料

【道路景観の指針の概要】



1. 道路景観の指針

■補訂版 道路のデザイン■景観に配慮した-道路デザイン指針(案)とその解説- 道路附属物等ガイドライン







一般財団法人日本みち研究所

2. 指針の活用事例

■土木設計業務等共通仕様書(案) (令和4年3月/国官技第356号)

「第1編 共通編 第2章 設計業務等一般」における記載

第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

(参考) 主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月			
[3] 道路関係						
•	•	•	•			
•	•	•	•			
116	(補訂版) 道路のデザイン 道路デザイン指針 (案) とその解説	日本みち研究所	H29.11			
117	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11			
•	•	•	•			
•	•	•	•			



一般財団法人日本みち研究所

2. 指針の活用事例

■土木工事共通仕様書(案)(令和4年3月/国土交通省)

「第10編 道路編 第1章 道路改良、第14章 道路維持、第16章 道路修繕 等」における記載

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
•	•	•
•	•	•
•	•	•
日本みち研究所	補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説-	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)
•	•	•
•	•	•
•	•	•

8

一般財団法人日本みち研究所

2. 指針の活用事例

■道路工事設計基準 (令和2年4月/東京都建設局)

「第2章 交通安全施設」における記載

1. 共通事項

(2) 本基準は旧建設省及び国土交通省の通達等に基づき、都において即応できるように標準化したものである。本基準に規 定していないものは、各工種の通達及び参考図書を適用すること。

なお、旧建設省及び国土交通省の通達及び参考図書は、表-1.1のとおりである。

表-1.1	交通安全施設通達及び参考図書

工種	通達及び参考図書	備考
横断歩道橋、地下歩道	「立体横断施設技術基準·同解説」(5 4.1 (社)日本道路協会)	
•		•
•	•	•
その他	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (道路のデザインに関する検討委員会) (H29年11国土交通省)	附属物色彩

7. 防護柵

7-2 留意事項

7-2-1 設置計画

(4) 防護柵等の色彩は、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に基づき、地域の特性や整備計画に応じた適切な色彩 を選定することとし、ダークグレー(濃灰色)、ダークブラウン(こげ茶色)、グレーベージュ(薄灰茶色)、オフグレー(薄灰 色)の4色を基本とする。



一般財団法人日本みち研究所

2. 指針の活用事例

■首都高速道路の景観に配慮した附属施設物ガイドライン (2021年8月/首都高速道路(株))

「第1章 総則」における記載

1.1 適用の範囲

本ガイドラインは、首都高速道路の附属施設物の新設及び更新に適用する。

【解説】

本ガイドラインは、首都高速道路に設置する附属施設物を対象とする。営業中路線における更新(取替え)や新規設置のみならず、新規路線の建設事業や営業中路線の改築事業、大規模更新事業に伴う附属施設物の新設においても適用する。

周辺からの外部景観及び走行空間における内部景観に与える影響が大きい附属施設物である「遮音壁」「恒久足場及び裏面吸音板」「排水管」「電纜管」「道路照明」「料金所」「標識柱及び看板」を対象として基本方針、基本構造及びデザインについてとりまとめた。

車両用防護施設や落下物防止柵等その他の附属施設物についても、ガイドラインに示す考え方を参考にすること。また、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」も参照されたい。

「第3章 基本構造及びデザイン」における記載

3.7 標識柱及び看板

(4) 既設の箱型断面タイプ等の塗替えなどの塗装が必要となる場合、色彩は亜鉛メッキ仕上げと同系色となるオフグレー(マンセル値:5Y7.0/0.5、日塗工番号:25-70A)を標準とする。

【解説】

(3) 現行の箱型断面タイプの門型標識柱を塗替える場合、壁高欄内側の色(コンクリート色:5Y8.0/0.5)より明度を落として高欄のラインを強調するとともに、景観に配慮した道路附属物等ガイドラインとの整合を図ることができるオフグレー(5Y7.0/0.5)とした。ただし、周辺の照明柱等の附属物が塗装されている場合など、周辺の色彩との調和を個別に検討する場合は、オフグレー以外の色を採用できる。



一般財団法人日本みち研究所

p.5



8.q

2. 指針の活用事例

■ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第4版(平成30年7月/静岡県)

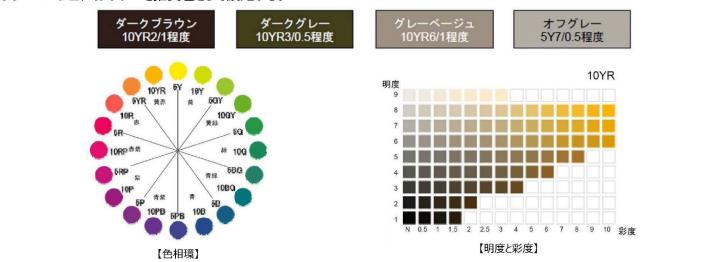
「第1章 基本事項」における記載

平成29年度に「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」に改定

4 景観の基礎知識(色彩)

国土交通省が平成16年度に策定した「<mark>景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン</mark>」は、伝統的なまちなみや現代の建築物の外壁は10YR系が基調色であるため、これらとの色彩的な融和や調和の観点から3色(ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ)を基本的な色彩として提示している。なお、平成29年度の改定により、10YR系を基調としないまちなみにおける調和を考慮し、オフグレーを検討対象とする旨の注記が追加された。

以上を踏まえ本指針においても、公共事業で整備する施設が自然やまちなみの色彩に調和するよう、ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレーを推奨色として設定する。



D

一般財団法人日本みち研究所

D.6

2. 指針の活用事例

■ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第4版(平成30年7月/静岡県)

「第2章 ルール編」における記載

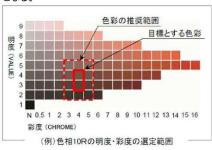
1 道路

1-5 舗装

- ●カラー舗装における色彩の留意事項
- ○交通安全施設としての視認性を保ちつつ景観的になじみやすい、下記の色彩を推奨する。
- ○歩車道区分で帯状に用いる場合は、幅を15 c m程度に狭めるなど、使用面積を小さくすることにより、景観に与える影響を軽減することができる。

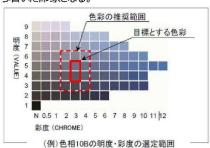
注意喚起

歩車道区部や交差点などの注意喚起に用いられるR系(赤系)の色相は、大面積で用いると景観に与える影響が大きい。彩度は4程度、明度は3~4程度とすると、落ち着きのある色となる。



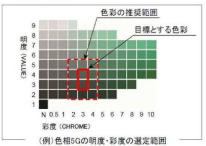
自転車通行帯

自転車専用通行帯等に用いられるB~PB系(青系)の色相は、まちなみに少ない色であり、高い彩度では景観に与える影響が大きい。彩度は3程度、明度は4~5程度とすると落ち着いた印象となる。



スクールゾーン等

スクールゾーン等に用いられることが多いG系 (緑系)の色相は、まちなみに少ない色であり、 高い彩度では景観に与える影響が大きい。彩 度は3程度、明度は3~4程度とすると落ち 着いた印象となる。



「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」より

D

一般財団法人日本みち研究所

3. 道路景観に関する先行的な取組みの紹介

道路景観の指針(p1参照)の策定以前から実施されている道路景観に関する取組み事例

■ふくおか国道 色彩・デザイン指針 (案)第3版 (平成29年6月/福岡国道事務所)

○表紙

ふくおか国道 色彩・デザイン指針(案) ―美しい筑紫路のために―

第3版



平成 29 年 6月

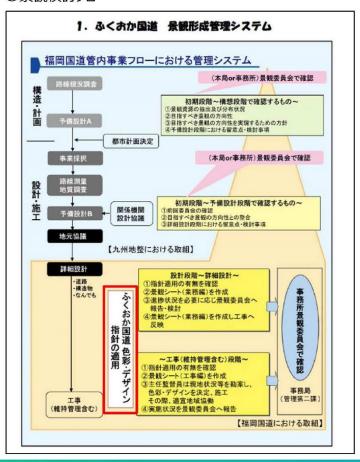
福岡国道

()

一般財団法人日本みち研究所

3. 道路景観に関する先行的な取組みの紹介

○景観検討フロー



○特記仕様書への記載例

福岡●●号■■地区▲▲整備工事 特記仕様書

The state of the s

②【特記仕様書 記載例 (工事編)】

総則

第1条 本特記仕様書は、福岡●●号■■地区▲▲整備工事に適用する。

第2条 本工事は設計図書及び本特記仕様書による外、各項によるものとする。

- 1. 土木工事共通仕様書(平成27年4月)
- 2. 土木請負工事必携 (平成20年9月)
- 3. 土木工事施工管理の手引(平成28年4月)
- 4. 建設リサイクルハンドブック

5. ふくおか国道色彩・デザイン指針(案) (平成29年6月福岡国道事務所)

- 6. 別添「新技術活用工事関係特記仕様書」
- 7. 別添「現道工事における交通処理対策特配仕様書」
- 8. 別添「土木工事データベース用道路施設台帳作成特記仕標書」
- 9. 別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」
- 10. 別添「架空線の事故防止に関する特記仕機舎」
- 11. 別添「グリーン購入法に関する留意事項」
- 12. 別添「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」
- 13. 別添「工事書類簡素化一覧表(案)」
- 14. 別添「工事監督におけるワンデーレスポンス実施運用(案)」
- 15. 入札説明書
- 16. その他関連資料

※土木工事共通仕様書等は、九州地方整備局ホームページ連設技術情報等内 (http://www.qsr.mlit.go.jp/) に掲載している。

第 ● 章 道路附属物

第●条 道路附属物(防護柵、照明等)の色彩・デザインについては、「ふくおか国道 色彩・デザイン指針(案)」によるものとする。決定にあたっては、監督職員と協議し承諾を得るものとする。

D

一般財団法人日本みち研究所



3. 道路景観に関する先行的な取組みの紹介

道路景観の指針(p1参照)の策定以前から実施されている道路景観に関する取組み事例

■ふくおか国道 色彩・デザイン指針(案)第3版 (平成29年6月/福岡国道事務所)

○ふくおか国道 色彩・デザイン指針(案)を適用した事例 事例 1





D

一般財団法人日本みち研究所



3. 道路景観に関する先行的な取組みの紹介

道路景観の指針(p1参照)の策定以前から実施されている道路景観に関する取組み事例

■公共事業における色彩・デザイン指針 第1版(平成27年12月/中部地方整備局)

〇表紙

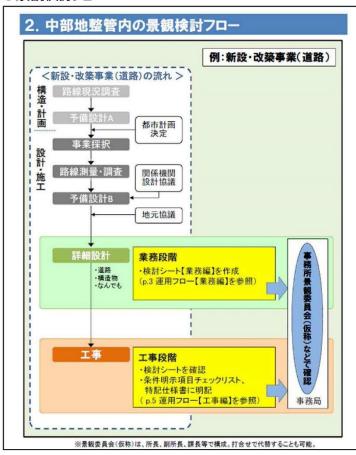




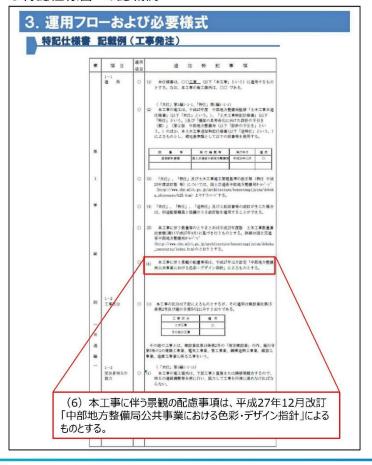
一般財団法人日本みち研究所

3. 道路景観に関する先行的な取組みの紹介

○景観検討フロー



○特記仕様書への記載例



D

一般財団法人日本みち研究所

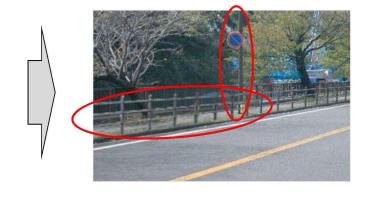
3. 道路景観に関する先行的な取組みの紹介

道路景観の指針(p1参照)の策定以前から実施されている道路景観に関する取組み事例

■公共事業における色彩・デザイン指針 第1版(平成27年12月/中部地方整備局)

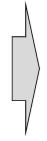
○公共事業における色彩・デザイン指針を適用した事例















一般財団法人日本みち研究所

○ダークブラウンの道路附属物の採用

■ 道路付属物

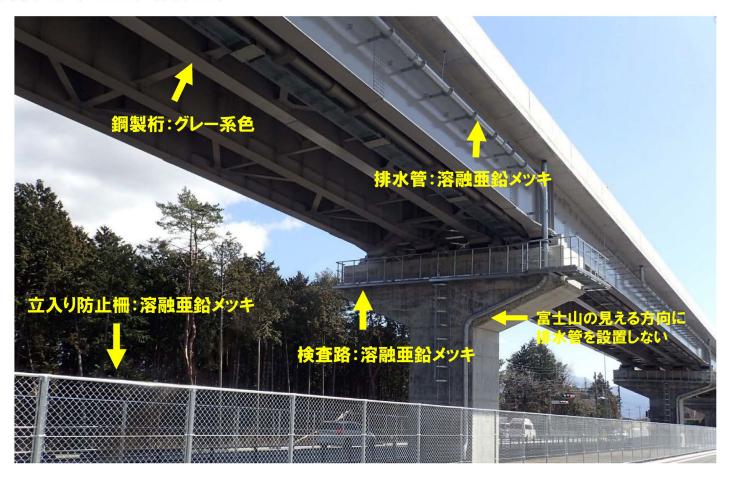






○各構造における色彩の工夫

■ 橋梁部(上部構造)





○フェイシアラインの設置による、連続性の創出

■ 橋梁部(下部構造)



11

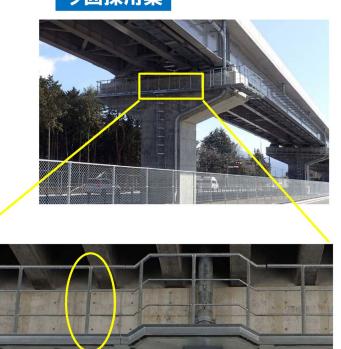
○手摺の飛び出しを無くし、仮設感や存在感を軽減

橋梁付属物(検査路)

一般的な事例



今回採用案





12

出典:須走道路・御殿場バイパス(西区間)道路デザイン指針

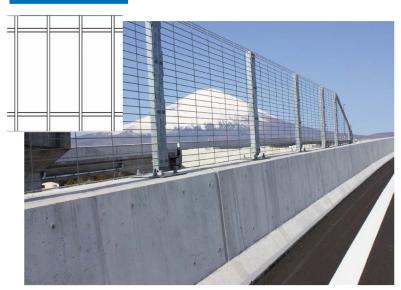
○投物防止柵のすり付けにより、スムーズな印象を創出

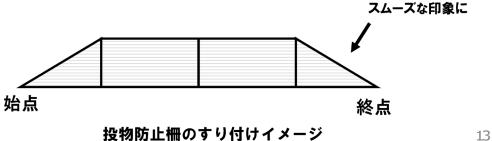
橋梁付属物(投物防止柵)

一般的な事例



今回採用案





出典:須走道路・御殿場バイパス(西区間)道路デザイン指針

○土工部における、のり面緑化、防草対策等

■ 土工部



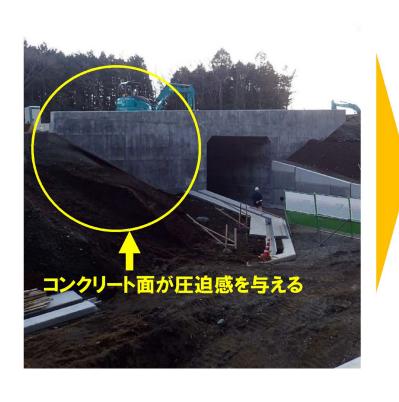




出典:須走道路・御殿場バイパス(西区間)道路デザイン指針

○視覚的なコンクリート面の縮小







目次

1. 道路デザイン指針の流れ

2. 首都高速における取組

3. 指針等の活用状況

4. 対談



対談小ネタ

<好事例>

- 1 高崎信号
- 2 尾山台商店街
- 3 矢掛町無電柱化 及び周辺 →土木学会デザイン賞
- 4 首都高速飯田橋 vs首都高木場
- 5 都道歩道橋
- 6 都心再開発 →都景観ガイドライン

<どう考えるか>

- 1 都道緑ガードレール →都工事設計基準
- 2 名古屋三の丸ラウンドバウト
- 3 駐車禁止表示 →区画線表示指針
- 4 注意喚起マーキング
- 5 カーブミラー →道路反射鏡指針
- 6 工事中バリケード



高崎駅東口 ペデストリアンデッキ



多摩川スカイブリッジ 2022.3開通



多摩川スカイブリッジ 2022.3開通





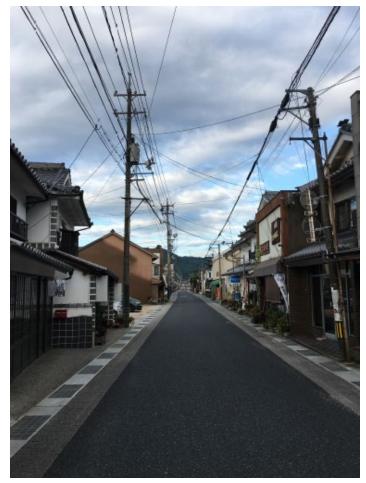
多摩川スカイブリッジ 2022.3開通



尾山台商店街(世田谷区)



矢掛町 本陣通り (岡山県)



矢掛町 本陣通り (岡山県)



矢掛町 本陣通り裏(岡山県)



首都高速 飯田橋周辺



首都高速 飯田橋周辺



首都高速 木場



環状8号線(世田谷区)



環状8号線(世田谷区)

■道路工事設計基準 (令和2年4月/東京都建設局)

「第2章 交通安全施設」における記載

2. 横断歩道橋

2-3 色彩

色彩は原則として、下記によること。

マンセル値	10YR5以上8未満/2以下			
色票番号(発行年記号省略)	N-77、N-75、19-75A、19-75B、19-75C、19-75D、N-72、N-70、19-70A、19-70B、19-70C、19-70D、N-67、N-65、19-65A、19-65B、19-65C、19-65D、N-60、19-60A、19-60B、19-60C、19-60D、N-55,N-50,19-50A、19-50B、19-50D			

(社団法人日本塗料工業会標準色見本帳により)

備考 1.色彩の変更等には関係機関と十分調整すること。

- 2.表-2.5, 2.6, 2.7以外の色彩で塗装を行う場合は下記条件を満足すること
 - (1) 景観や環境に特に配慮してまちづくりを行う必要がある地域で、色彩、 デザイン等に配慮を要する横断歩道橋であること。〔風致地区、住専 地区、公園・名所・旧跡周辺道路等〕
 - (2)
 - (3)
 - (4)
- 3. <u>色彩を変更する場合には、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」及び「東京都景観色彩ガイドライン」等を参照の上、変更理由及び色彩選</u>定理由について、主管部の了解を得ること。

色彩は原則として下記による

○環状線

3	長一2.	5							
	路	線	名	色	票	番	号		
	3	号縛	Į	(29-	-80B	※萬	灰化	ě,
	4	"		()22-	-80C	Ж Д	色	
	5	11		()49-	-70H	※渡	彩	录色
	6	11		()45-	-70D	※淡	灰色	Ē.
	7	11		()19-	-85F	% /	=	ラ色
	8	"		()59-	-60H	※青	色	

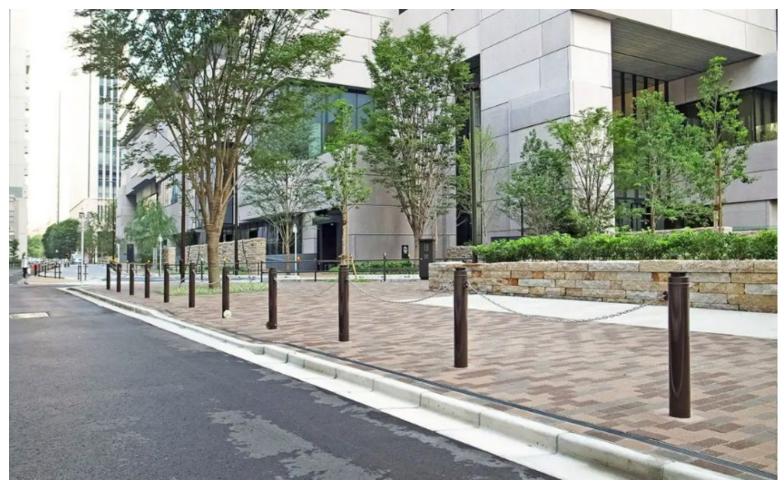
○放射線

2号線	○65-80D ※薄青色
3 "	○35-70H※若緑色
6 "	○15-80F ※薄橙色
7 "	○57-70D ※青緑色
8 "	○19-85F ※バニラ
10 "	○39-60L ※緑色
11 "	○22-80D ※クリー
24 "	○69-60L ※水色
29 "	○39-60L ※緑色

○その他の路線

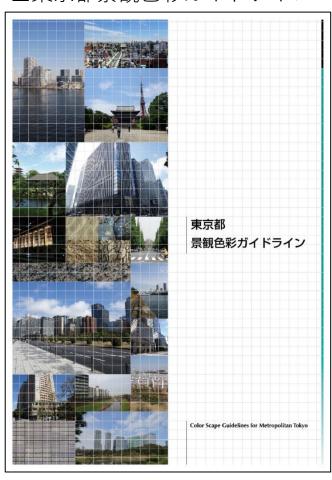
表-2.7	
その他	○69-70L※水色

出典:東京都建設局道路管理部安全施設課 道路附属物等の色彩やデザインについて 【平成29年5月10日】



大手町 再開発

■東京都景観色彩ガイドライン



ガイドラインの目的と使用方法

本冊子の使用方法

建築物や工作物の新築・新設、外壁の色彩の変更など、**東京都景観計画による届出制度**及び<u>大規模建築物等</u> の事前協議制度の対象行為を計画される場合は、景観形成基準等への適合が必要となります。

色彩については、区域や対象ごとに数値基準が設けられていますので、「基準編」によって当該行為に係る数値基準の内容を確認して下さい。数値基準は周辺の景観特性や対象の規模などを考慮し、緩やかな枠組みとして設定されており、周辺の景観に対して極端に違和感の強い色彩を抑制するものです。

一方、計画地にふさわしい色彩を導き出すためには、周辺との調和を加味した丁寧な色彩計画が欠かせません。このため「活用編」によって、場所や規模に応じた景観調和の考え方や色彩計画の進め方などを確認して下さい。

「基準編」と「活用編」からなる本冊子を活用し、数値基準に適合することはもとより、数値基準の設定主旨をふまえ、周囲の街並みに調和する色彩計画を検討して下さい。

活用編における記載

04 遠・中・近景に対応した色彩計画

04-3 近景と色彩

色彩や素材の検討

現在

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン

※国土交通省では、「**景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン**」の中で地域特性に応じた防護柵の基本色を定めています。フェンスや柵などの外構部材の多くが下記の色彩を標準色としていますので、落ち着いた色彩選定の参考にしてください。

近	Í似色	基本名称	標準マンセル値	設置場所の地域特性 (例)
		ダークブラウン (こげ茶色)	10YR2.0/1.0程度	オフィス街、繁華街、歴史的街並み、田園、牧草地、海岸部
		グレーベージュ(薄灰茶色)	10YR6.0/1.0程度	オフィス街、繁華街、田園、牧草地、海岸部
		ダークグレー(濃灰色)	10YR3.0/0.2程度	オフィス街、繁華街、歴史的街並み



有明海 沿岸道路(福岡県柳川市)



耐候性鋼材を用いた高架橋



通学路における防護柵(大田区田園調布)

■道路工事設計基準 (令和2年4月/東京都建設局)

「第2章 交通安全施設」における記載

7. 防護柵

7 - 2 留意事項

7-2-1 設置計画

- (1) 防護柵の形式は、できるかぎり路線及び箇所ごとに統一すること。
- (2) 都道に横断抑制用の柵を設置する場合には、原則として都型パイプ柵 (P1-Pt) と-する。
- (3) 都型パイプ柵 (P1-Pt) は、都道 (指定区間外の国道を含む) にのみ設置すること。
- (4) 防護柵等(都型パイプ(P1-Pt)を除く)の色彩は、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」(以下「ガイドライン」)という。)に基づき、地域の特性や整備計画に応じた適切な色彩を選定することとし、ダークグレー(濃灰色)、ダークブラウン(こげ茶色)、グレーベージュ(薄灰茶色)、オフグレー(薄灰色)の4色を基本とする。

都型パイプ柵 (P1-Pt) の色彩は、濃緑色 (\bigcirc 42-30T) を原則とする。ただし、地域の特性や整備計画に応じて景観に配慮した整備をする場合は、ダークグレー (濃灰色)、ダークブラウン (こげ茶色)、グレーベージュ (薄灰茶色)、オフグレー (薄灰色) の 4 色のいずれかにすることができる。

また、<u>通学路において必要がある場合には、パイプ(ビーム・支柱を除く)</u>**の色を緑色**(〇37-60T)とする。

なお、隣接する防護柵との統一性や特に安全性を確保する必要がある区間では、白色等、やむを得ず基本色以外を選択できるものとする。



出典:小林塗装HP



視覚障がい者誘導用ブロック

■視覚障害者誘導用ブロック設置指針 (昭和60年8月/都市局街路課長、道路局企画課長通達)

黄色は弱視者にもよく識別でき、また、晴眼者にもよく遠望できるので、<u>原則として</u>視覚障害者誘導用ブロックの歩行表面は<mark>黄色</mark>とした。 また、塗布による着色は耐久性に乏しいので、顔料(色彩)を混入したものとする。

■視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月/日本道路協会)

黄色は弱視者にもよく識別でき、また、晴眼者にもよく遠望できるので、<u>原則として</u>視覚障害者誘導用ブロックの歩行表面は<u>黄色</u>とした。 また、塗布による着色は耐久性に乏しいので、顔料(色彩)を混入したものとする。

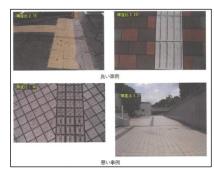
■移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に定める省令(平成18年12月/国土交通省令)

第34条

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、<u>黄色</u>その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により<u>当該ブロック部分を容易に識別できる色</u>とするものとする。
- ■増補版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン (平成23年8月/国土技術研究セン
- メール 一視覚障害者誘導用ブロックの色は、<u>黄色</u>その他の周囲の路面との<mark>輝度比が大きいこと</mark>等により当該ブ ーロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

視覚障害者誘導用ブロックの色は、一般的なアスファルト舗装との対比効果が発揮でき、視覚障害者 (弱視)の適切な誘導を図ることができる黄色を基本としたものである。しかしながら、色彩に配慮した舗装を施した歩道等で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色を選択できることとした。

一般的に視覚障害者誘導用ブロックは黄色と認知されており、黄色が良いとする意見も多いため、黄色を基本とするが、路面の色彩が類似している場合、周囲の路面との輝度比を2.0程度確保することにより視覚障害者誘導用ブロックが容易に識別できることが必要である。



ガイドラインによる整備事例の良しあし



駐車禁止表示

■道路標示ペイントの黄色の統一について (昭和53年6月/警察庁交通局交通規制課長)

従来、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月、総理府・建設省令第3号)に定める道路標示の様式(別表第6)のうち、規制表示の色彩の黄については、明確な基準がなく、全国的に多種多様の「黄」の色が使用され、交通規制の上からも、また、施工管理の面からも好ましいものではなく、その統一が望まれていたところである。

このため、今回、これを統一することにし、特に「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」表示が、夜間、白色の中央線と誤認されやすいことにかんがみ夜間における白色表示との識別を主眼とする実験を行った。

その結果に基づき、下記のとおり<u>「黄」の標準色</u>を定めたので、今後の道路標示設置にあたっては、これによることとされたい。

なお、実験の内容等に関しては、別添資料「溶着式黄色道路標示の視認性実験報告書」を 参考とされたい。

記

1.標準色

別添色見本の色(**マンセル参考値「5.5YR6.5/12**」)とする。

出典:沖縄総合事務局 区画線設置工事共通仕様書(案)【平成15年4月】 参考資料

5.5YR6.5/12



出典:株式会社タカラ塗料HP



名古屋合同庁舎2号館前(名古屋市中区丸の内)



視線誘導表示



視線誘導表示

■視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月/社団法人 日本道路協会) 「第2章総則」における記載

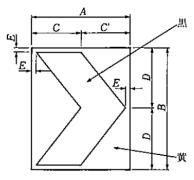
1-2 視線誘導標の定義

なお、広義の意味での「視線誘導標」には、付録 $1\sim5$ に示すような種々の施設が含まれている。しかしながら、これらの施設には現在、研究段階のものもあり、これらの施設を含めた総合的な基準の制定は困難であるため、ここでは狭義の意味での「視線誘導標」、すなわち、いわゆるデリニエーターについてのみを取り扱うこととした。

「付録」における記載

付録-4 線形誘導標示板

線形誘導標示板は、急カーブなどの見通しが悪い場所で、道路の線形及び屈曲の度合いを運転者に明示するための施設である。諸外国では警戒標識の一種として取り扱われているが、日本では講義の視線誘導標として取扱われる場合が多い。様式としては、**黄色地に黒の斜線**を付したものが多いようである。ここでは、使用例が多いと思われるアメリカのChevron Alicnment Sign形式のものを紹介する。



	寸	i	法(i		
A	В	С	C'	D	E
600	750	300	300	375	24
220	400	100	120	200	15

付図 4-1 線形誘導標示板の寸法例

表1 道路付属施設の種類と基準

1	道路の付属	属物の種類	基準内容			
		待避所	設置場所,寸法等			
		立体横断施設	設置場所,形式及び構造等			
	防護柵	車両用防護柵 歩行者自転車用柵	設置区間、構造及び材料 種別、設置方法、維持管理			
交通安全		照明施設	設置場所、照明方式の選定、 照明設計、配線設計、維持管理			
施設	(視線誘導標 デリニエータ)	構造形状、色彩、反射性能、 設置区間、設置方法、維持管理			
		道路反射鏡	設置場所、形式、材料、維持管理			
		泉形誘導標示板 - プロンマーカ―)	なし			
		案内標識				
	道路標識	警戒標識	設置場所、設置方式、 標示板・文字の寸法、			
		規制標識	取り付け角度、材質、維持管理			
		指示標識				
交通管理 施設		マーキング	種類,様式,寸法,設置場所等			
ленх	道	路情報提供装置	標示方式、設置位置、設置方法、 標示内容、支持方式			
		料金所	平面線形、縦断線形、 トールゲート、ETC車線等			
		交通信号機	制御の種類、位置、取り付け法等			
		自動車駐車場	寸法,配置,駐車方式等			
自動車		非常駐車帯	寸法,配置等			
駐車場等	乗台	自動車停留施設	構造,長さ,幅員等			
		非常駐車帯	配置、長さ、幅員等			

出典:石田眞二、松田泰明:カーブ区間における線形誘導表示板がドライバーの視線挙動に与える影響、交通工学論文集、第6巻、第1号、pp.1-10、2020.1



県道24号 2か月前・他の日付を見る >

福岡県道(福岡県志免町)



道路反射鏡

■道路反射鏡設置指針 (令和元年8月<mark>(平成22年4月)</mark>/社団法人 日本道路協会)

「第3章 構造諸元」における記載

3-4 色彩

道路反射鏡の支柱等の色彩は原則として橙色とする。

道路反射鏡の支柱、フード及び取付枠等の色彩は警戒色である<u>橙色</u>とし、その基準色は 2.5YR6/13 (マンセル値) とする。

ただし、周囲の環境等により、やむを得ない場合は他の色彩を用いてもよいものとする。

■道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月/社団法人 日本道路協会) 「第4章 道路標識の設計、施工」における記載

4-1 材料

3) 支柱の色彩

支柱の色彩は、<u>原則として白色又は灰色</u>とする。ただし、案内標識を設置する場合で、 <u>周辺環境との調和</u>を図るために、これら以外の色彩を用いる必要がある時は、明度、彩度の低い色彩(<u>例えば茶系色</u>等)を使用することが望ましい。 2.5YR6/13



出典:株式会社タカラ塗料HP



道路反射鏡、道路標識柱



キャラクターコーン標示板



カラーコーン



テトラポット



三保の松原

ポイント

- 1 道路は額縁である。
- 2 景観整備は神様の仕事である。
- 3 素晴らしい駅前・観光スポット →「点」的対応
- 4 日常景観の底上げ →投網方式
- 5 安全と景観の両立
- 6 指針や基準の不断の見直し